仙台市救急医療病院間連携推進事業の実施に関する協定

仙台市（以下「甲」という。）と医療機関名（以下「乙」という。）とは、人口減少及び高齢化の進行に伴い、救急医療に対する需要の増加や医療従事者の不足が見込まれる中、限りある医療資源を効率的かつ効果的に活用し、将来にわたり持続的に医療提供体制を確保していくため、仙台市に所在する病院について、入院を必要とする救急患者を積極的に受け入れる病院と、当該病院において必要な治療を受け状態が安定した患者の転院等を受け入れる病院とに機能を分担するとともに、速やかに患者を転院等させる相互連携体制を構築することにより、救急患者を受け入れる病院の病床を確保し救急患者の応需向上を図ることを目的として仙台市救急医療病院間連携推進事業実施要綱（令和6年7月22日健康福祉局長決裁。以下「事業実施要綱」という。）に基づき実施する事業（以下「本事業」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第１条　この協定において用いる用語の定義は、事業実施要綱の例による。

（本事業における乙の役割）

第２条　乙は、本事業に参加するにあたり、　救急受入病院　　　　　　　　の役割を担う

支援病院

救急受入病院及び支援病院

ものとする。

２　乙は、本事業に救急受入病院として参加するにあたっては事業実施要綱第3条の規定を、支援病院として参加するにあたっては事業実施要綱第6条の規定を遵守し、事業実施要綱第1条に規定する本事業の目的が効果的かつ効率的に達成されるよう本事業の実施に協力するとともに、他の参加病院と連携して患者への医療の提供にあたるものとする。

（休日夜間当番制）

第３条　救急受入病院は、市域における休日、夜間の救急医療体制を確保するため、下表の区分に応じ、当番日、診療科目及び当番開始日等について別途甲と協議の上、当番病院として診療を行うものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 診療時間 | 診療科目 |
| 平日夜間 | 午後6時から翌日の午前8時まで | 内科系、外科系 |
| 休日 | 午前8時から翌日の午前8時まで | 内科系、外科系 |

（実施体制）

第４条　対象患者（事業実施要綱第8条第2項に規定する「特定患者」を含む。以下本協定において同じ。）の転院等の調整は、救急受入病院と支援病院との間で行う。

２　前項に規定する転院等の調整は、原則として電子情報処理組織を用いて行うものとする。

３　支援病院での患者の転院等の受入れは、各病院の診療時間内に行うことを基本とする。ただし、救急受入病院から時間外での転院等の依頼があり、支援病院で受入可能と判断した場合はこの限りではない。

（支援病院への転院等の手段）

第５条　特定患者の支援病院への転院等にあたっては、消防機関が保有する救急車は使用しないものとする。

（病状悪化時の対応）

第６条　救急受入病院から支援病院に転院等した患者の病状が悪化し、支援病院での診療が困難となった場合は、原則として転院等元の救急受入病院で当該患者を受け入れるものとする。ただし、患者の病状から救急受入病院よりも専門性の高い他の医療機関での診療が望ましいと医師が判断した場合はこの限りではない。

（患者への周知啓発）

第７条　甲は、本事業に対する患者の理解促進と本事業の円滑な実施に向けて本事業の周知啓発に努め、乙はこれに主体的に協力するものとする。

（連絡会議）

第８条　乙は、本事業の円滑な運営を図るため甲が設置する連絡会議に参加するとともに、甲が行う救急受入病院における救急患者の収容実績、支援病院における患者の転院等受入実績等の調査等に協力するものとする。

（補助金）

第９条　甲は、乙が支援病院として本事業に参加する場合に、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号）に定めるもののほか、仙台市救急医療病院間連携推進事業補助金交付要綱（令和6年7月22日健康福祉局長決裁）の規定に基づき、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

（協定の有効期間等）

第10条　この協定の有効期間は、令和6年9月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定の有効期間は延長されたものとする。

２　甲は、この協定の期間中、この協定に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この協定を変更又は解除することができる。

３　前項の規定による協定の変更又は解除により、乙が損害を受けた場合であっても、第14条第2項及び第17条の規定にかかわらず、甲はその損害賠償の責めを負わないものとする。

（協定の変更等）

第11条　乙は、本協定の期間中に第2条において定めた役割の変更を希望するときは、原則としてその3月前までに甲に対して書面で通知の上、甲と協議を行うものとする。

２　乙は、本協定の期間中に事業への参加を辞退しようとするときには、原則としてその3月前までに甲に対して書面で通知の上、甲と協議を行うものとする。

（秘密の保持）

第12条　乙は、本事業において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第13条　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、本事業における個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

２　乙は、本事業において知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

３　乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においても本事業において知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

４　乙は、本事業における個人情報の漏洩、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

５　乙は、本事業において個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

６　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本事業において知り得た個人情報を本事業の事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

７　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本事業における事務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

８　乙は、本事業における事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の特別の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

９　乙は、本事業における事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この協定の終了後直ちに適切に破棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときはこの限りではない。

10　乙は、前項までに違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（甲の任意解除権）

第14条　甲は、本協定が終了するまでの間は、次条又は第16条の規定によるほか、必要があるときは、この協定を解除することができる。

２　甲は、前項の規定によりこの協定を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（甲の催告による解除権）

第15条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めて協定の実施を催告し、その期間内に履行がないときはこの協定を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における乙の義務の不履行がこの協定及び社会通念に照らして軽微であるときはこの限りでない。

(1)　正当な理由なく、本協定を実施すべき期日を過ぎても協定を実施しないとき。

(2)　前号に掲げる場合のほか、この協定に違反し、その違反によりこの協定の目的を達成することができないと認められるとき。

（甲の催告によらない解除権）

第16条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの協定を解除することができる。

(1)　この協定を実施することができないことが明らかであるとき。

(2)　乙がこの協定の実施を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)　乙がこの協定の一部の実施が不能である場合又は乙がこの協定の一部の実施を拒絶する意思を明確に表示した場合において、乙が既に実施した部分のみでは協定の目的を達することができないとき。

(4)　前各号に掲げる場合のほか、乙がこの協定を実施せず、甲が前条の催告をしても協定をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(5)　乙がこの協定に関し次のいずれかに該当するとき。

ア　乙（その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑に処せられたとき。

イ　第18条又は第19条の規定によらないでこの協定の解除を申し出たとき。

(6)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に本事業で得られた債権を譲渡したとき。

(7)　乙が次のいずれかに該当するとき。

ア　乙の代表役員等（法人の代表権を有する役員（代表権を有しない役員のうち代表権を有すると認めるべき肩書きを付したものを含む。）をいう。以下同じ。）又は一般役員等（法人の役員で代表役員等以外のものをいう。以下同じ。）が暴力団員若しくは暴力団関係者（暴力団員に準じる者として宮城県警察本部（以下「県警」という。）から通報があった者又は県警が確認した者をいう。以下同じ。）であると認められるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が事実上経営に参加していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。

イ　乙（その使用人（乙の使用人で一般役員等以外の者をいう。）が乙のために行った行為に関しては、当該使用人を含む。以下同じ。）、乙の代表役員等又は一般役員等が、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団等」という。以下同じ。）の威力を利用していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。

ウ　乙、乙の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。

エ　乙、乙の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。

オ　乙、乙の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等であることを知りながら、これを不当に利用する等の行為があったと県警から通報があり、又は県警が認めたとき。

カ　アからオに掲げるものを除くほか、乙が暴対法第32条第1項各号に掲げる者に該当すると認められるとき又は同項各号に掲げる者に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。

キ　アからカに掲げるものを除くほか、乙が仙台市暴力団排除条例（平成25年仙台市条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当すると認められるとき又は同号に規定する暴力団員等に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。

ク　物品の調達契約等に当たり、その相手方がアからキまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ケ　乙が、アからキまでのいずれかに該当する者を物品の調達契約等の相手方としていた場合（クに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第17条　第15条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による協定の解除をすることができない。

（乙の催告による解除権）

第18条　乙は、甲がこの協定に違反したときは、相当の期間を定めて協定の実施を催告し、その期間内に履行がないときは、この協定を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における協定の不履行がこの協定及び社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（乙の催告によらない解除権）

第19条　乙は、甲がこの協定に違反し、その違反によってこの協定の履行が不可能となったときは、直ちにこの協定を解除することができる。

（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第20条　第18条又は前条に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による協定の解除をすることができない。

（解除の効果）

第21条　この協定が解除された場合には、この協定に基づく甲及び乙の義務は消滅する。

（解除に伴う措置）

第22条　協定の終了後にこの協定が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協議して定める。

（協定外の事項）

第23条　この協定に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して定める。

本協定の証として本書を２通作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和6年　月　日

甲　仙台市青葉区国分町三丁目７番１号

仙台市

代表者　　市長　　　　　　　　　　　　 印

乙　（所　在　地）

（病　院　名）

代表者　　（職・氏名） 　　　　　　　　印